

埼玉県報

第 2 2 1 6 号 平成22年9月7日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(NPO活動推進課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施(自然環境課)
- 障害者自立支援法に基づく指定の取消し(障害者自立支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 長井土地改良区役員退任届(大里農林振興センター)
- 志多見土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- <u>県営土地改良事業大串地区(経営体育成基盤整備事業)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧(農村整備課)</u>
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 〇 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示(川越県税事務所)
- 荒川左岸南部流域下水道終末処理場5号汚泥焼却炉機械設備工事に関する落札者等の公示(入札執行課)
- 運転免許取得者教育指定の公示(運転免許課)

正誤

○ 埼玉県条例第三十七号中訂正(産業拠点整備課)

埼玉県告示第千百九十七号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出されたので、 同

aitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 にイ 部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興セ び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請 なお、 ンター 当該申請に係る定款、 ネットを利用する方法 (埼玉県NP 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 〇情報ステー のあっ ンター に た日から二月間、 おいて備え置く方法並び ション (http://www.s の事業年度及 県民生活

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十二年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 住みたい 朝霞まちづくりネッ トワー ク

三 代表者の氏名

岩垣 清文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市三原一丁目六番十九— 二〇一号

五 定款に記載された目的

ſί この法人は、 明るく活力のある住みよいまち朝霞の実現に寄与することを目的とする。 朝霞市及びその周辺のまちづくりに関わる諸企画及び提案を行

埼玉県告示第千百九十八号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出されたので、 同

埼玉県NP 部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネッ び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、 に供する。 当該申請に係る定款、 O情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 トを利用する方法(県民生活

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十二年八月二十七日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県防犯防災相談センター

三 代表者の氏名

菅原 光明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目一番七 一三〇二号

五 定款に記載された目的

防災対策の助言、 県地域の この法人は、埼玉県と周辺地域の住民に対して、 住・ 生活環境の安全安心の創造に寄与することを目的とする。 防犯、 防災に関する普及啓発活動等に関する事業を行い 防犯、 防災対策の相談、 防犯、 埼 玉

埼玉県告示第千百九十九号

出をしなければならない区域を次のとおり指定する。 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定に基づき、

平成二十二年九月七日

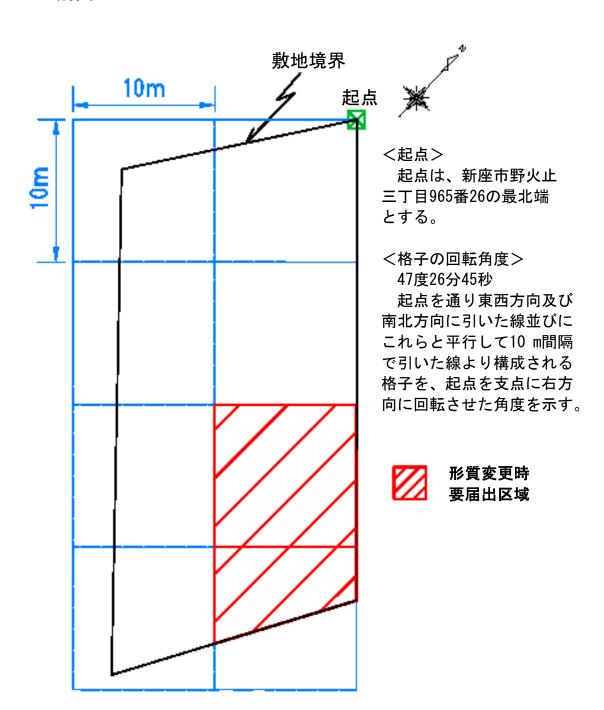
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり(新座市野火止三丁目九六五番一の一 部及び九六五番二六の一部)

0) 基準に適合していない特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項

ふっ素及びその化合物



埼玉県告示第千二百号

出をしなければならない区域を次 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一 のとおり指定する。 項の規定に基づき、

平成ニ十二年九月七 日

埼玉県知 事 上 田 清 司

形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり (東松山市松本町一丁目四七〇 _ 番二 \mathcal{O}

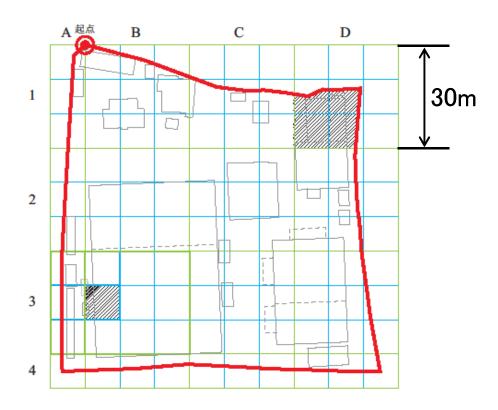
部

及 び第二項の基準に適合し 土壤汚染対策法施行規則 てい (平成十四年環境省令第二十九号) な い特定有害物質の種 類 第三十一条第一項

シアン化合物

 \mathcal{O} 基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則 ない 特定有害物質の (平成十四年環境省令第二十九号) 種類 第三十 一条第一 項

テトラクロ 口 エチレン



<起点> 起点は、東松山 市松本町一丁目 4701番2の最北 端を起点とする。



形質変更時要届出区域

埼玉県告示第千二百一号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一 項 の規定により、 平 成

二十二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田 清司

一試験期日

平成二十二年十一月十二日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、 各環境管理事務所並びに各地域振興センター 及 び

同事務所において、 平成二十二年十月一日(金)から配布する。

口 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、 簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十二年十月一日 (金) から十月十五日 (金) まで (期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇-九三〇 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額 の埼玉県収 入証紙を願書にはり 付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項

を含む)

埼玉県告示第千二百二号

とおり公示する。 七号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定により次の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第五号及び第

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業者の名称

株式会社センドランミサト

一 事業者の主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町大字木部字下谷八十番地一

三 事業所の名称

センドランミサト

四 事業所の所在地

埼玉県児玉郡美里町大字木部字下谷八十番地一

五 事業所番号

| | | 四二六六七|九

六 サービスの種類

就労継続支援A型

指定取消年月日

七

平成二十二年八月十七日(効力発生日は、 平成二十二年十月一日)

埼玉県告示第千二百三号

定による意見の概要につい の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) τ 同条第三項の規定により公告し、 第 八条第一 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十二年九月七日

埼玉県知 事 上 田 清 司

意見の)概要

1 大規模小売店舗の名称及び所 地

(仮称) しし なげや 志木柏町店

志木市柏 町 一丁目九百三十番十四号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の

中心市街地活性化 のため 各種取組に積 極的に参画・ 協力を行うこと。

行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対 祭や伝統行事など、 地域で行われる各種行事に対し、 Ų 企画段階から参画 可能な限り活動場所

Ę

の提供や従業員による協力を行うこと。

地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。

退店、 撤退時期やその後の対応策等について、 可能な限り早期に情報提供 を

行うこと。

性化に 体であり、株式会社い テナント事業者を含め、 志木市商工会は、 取り組むこと。 商店会をサポー なげやは地域 志木市商工会に加入し、 を形作る事業者の一員であることを自覚し、 地域全体の商業活性化を推進する団 地域と連携 して地 域経済の活

が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施 地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、 地域の環境整備などの協力を行うこと。 時の スペ 商店会等 I ス

の事業所 事務用品 各店舗 ひ の販売商品や、 い などの間接部門にお ては志木市商工会会員事業所と 店舗の ١J 清掃・廃棄物の処理・ ては、 地域経済を活性化するため、 の取引を適正価格で最優先に努め 警備、 広告印刷や 志木市内 · 使 用 す

地域と協働」 できる販売形態 小売価格 ^ の配慮に 努めること。

志木市内 商工業者を対象とする説明会の実施を要望する。

縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

埼玉県南西部地域振興センター埼玉県産業労働部商業支援課縦覧場所

埼玉県告示第千二百四号

定による意見の概要につい の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) ζ 同条第三項の規定により公告し、 第 八条第一 項及び第二項 及び当該意見を次 の規

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田 清司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホー ム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の

中心市街地活性化 のため各種取組に積 極的に参画・ 協力を行うこと。

祭や伝統行事など、 地域で行われる各種行事に対し、 企画段階から参画 Ų

行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対 Ų 可能な限り活動場所

の提供や従業員による協力を行うこと。

地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。

退店、 撤 退時期やその後の対応策等について、 可能な限り早期に情報提供 を

行うこと。

覚し、 済の活性化 体であり、 志木市商工会は、 テナ に取り トステムビバ株式会社は地域を形作る事業者の一員であることを自 ント事業者を含め、 組むこと。 商店会をサ ポ 志木市商工会に加入し、 ı 1 Ų 地域全体の商 地域と連 業活性化 携 を L 推進する て地 域経

が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施)提供、 地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、 地域の環境整備などの協力を行うこと。 時の スペ 商店会等 I ス

事務用品 各店舗 ひ の販売商品や、 い などの間接部門にお ては志木市商工会会員事業所と 店舗の ١J 清掃・廃棄物の処理・警備、 ては、 地域経済を活性化するため、 の取引を適正価格で最優先に努め 広告印刷や 志木市内 使 用 す

地域と協働」 で きる販売形態 小売価格 ^ の配慮に 努めること。

志木市内商工業者を対象とする説明会の実施を要望する。

一縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

埼玉県南西部地域振興センター埼玉県産業労働部商業支援課縦覧場所

埼玉県告示第千二百五号

定による意見の概要につい のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 ζ 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホー ム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他 の意見の概要

(一)交通安全対策について

じないよう対策を講じること。 道路から出入りするよう、 待機することなく、スムーズに施設内に進入できるよう対策を講じること。 利用客の車両の店舗 市道一二三九号線に接する出 への 案内看板など適所に掲示すること。 出入りは、 また、 入口に 商品搬入車両についても同じく市道に つい 極力市道第一二三九号線を避け、 ては、 利用者車両に よる渋滞が生 開発

路出入口等)に配置のこと。 交通整理員をすべての出入口 (NO • 1出入口、 搬出入用出入口、 開発道

のこと。 とくに出 入口N 0 1 と開 発道路出 入 には常 時 複 数 の 交通整理員を 配置

見込まれることから、 通行分離帯を設けること。 九号線と第一二六二号線に新設される歩道につい トステムビバ、 自転車と歩行者併用とし、 (株) ١١ なげやの二店舗 ては、 の 歩行者と自転 敷地 自転車利用客が多く に沿う市道第一二三 車用 の カラー

臨 の混乱を避けるよう対策を講じること。 時駐車場を隣接の長谷エコー 開店時 の対策 開店後の二カ月程度は多数の来客が見込まれることから、 ポレー ショ ン敷地内に 設けるなど、 開店当初

(二)騒音・臭気等・放熱等の公害対策について

ら生じる低周波音による健康被害が生じることのな を講じること。 に近 変電設 ١١ 場所に 大型室外機から出る騒音対策を講じ 設置予定の変電設備は常 時稼働されることから、 られること。 いよう、 万全の防音対策 と く この設備か

店舗内及びごみ置き場等から放出される臭気に対して、 外気に漏れること

のないよう万全の対策を講じること。

体的な改善策に反映させるよう努めること。 ス削減に努めること。 地球温暖化対策と相まって、 拡散されるエネルギー 施設全体 (駐車場も含む) などデー ター からの温室効果ガ の蓄積を行い、 具

(三)情報公開について

集を行い、 種々の環境問題(交通、 必要に応じて住民等からの情報公開請求にこたえること。 騒音、 臭気、 消費エネルギー 等)のデー

縦覧期間

縦覧場所

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

Ξ

埼玉県南西部地域振興センター 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百六号

定による意見の概要につい の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 ζ 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項の規

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田 清司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホー ム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一)交通安全対策について

ますが、 所からの出入りとして下さい。 出入口NO・ 渋滞が心配です。 2の車は、 柏町一丁目の旧ワイス工場の出入口となっていた 市道一二三九号線より右折で入る計 画となってい

ち渋滞を発生しないよう徹底すること。 オープン時の仮駐車場の確保は必ずすること。 オ | プン後、 市道で、 λ 庫待

周辺の住宅地への侵入をさせないよう看板設置や、 客 \wedge の周 知を徹底する

ح

步行者、 自転車 の 人の安全には十分注意をし、 必要な・ 人の配置をし て 下 ż

ιį

(二) 騒音、低周波対策について

変な負担となります。 所の移動、 間稼働の設備は本当に苦痛です。 騒音の予測値は環境基準値以下となるとしてい も しく は発生させない 騒音を出さない対策を徹底して下さい。 対策を真る 併せて低周波被害も心配され 剣に考えて下さい。 ますが、 住民にとっ ます。 特に二十四時 ては大 設置場

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

埼玉県告示第千二百七号

出があった。 長井土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

住

事 ア井田 純 一 熊谷市八ツロ八五九番地

理

職

氏

名

埼玉県告示第千二百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次

の土地改良区の定款の変更を平成二十二年九月一日認可した。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

志多見土地改良区

事務所の所在地

加須市

埼玉県告示第千二百九号

により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 年九月二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定 り県営土地改良事業大串地区(経営体育成基盤整備事業)の換地計画を平成二十二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定によ

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田 清司

一縦覧期間

平成二十二年九月八日から

平成二十二年十月八日まで

一縦覧場所

吉見町役場

埼玉県告示第千二百十号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇九 三〇 〇号

| 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

熊谷市胄山字賢木岡西九番四、外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 ニーハ・四立方メートル

浸透効果量 〇・〇六七立方メートル毎秒

埼玉県告示第千二百十一号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇九 二九 二号

| 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

八潮市大字木曽根字下一一三〇 一 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二〇八・四立方メートル

埼玉県川越県税事務所長告示第三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定に

より、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年九月七日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

;	指定取	事 業 所	主たる事務	代 表 者	氏名又
1	消 年 月	の所在	那務所又は	の 氏	は 名
-	月日 平成二十二年六月三十日	任地	又は 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地	3.名 伊田 雄二郎	□ 称

埼玉県流域下水道事業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月七日

埼玉県下水道事業管理者 加藤孝夫

- 1 落札に係る建設工事の名称荒川左岸南部流域下水道終末処理場5号汚泥焼却炉機械設備工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 落札者を決定した日 平成22年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所 メタウォーター株式会社 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
- 5 落札金額 4,840,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成22年6月25日

告 示

埼玉県公安委員会告示第253号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により次の者 を運転免許取得者教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。 平成22年9月7日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)

第1条第8号の課程

名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者教育 を行う施設の名称及 び所在地	教育課程の名 称	認定を行った 年 月 日
株式会社臼田 桶川市西2丁目10番15号 臼田 和弘	指扇自動車教習所 さいたま市西区大字 高木1635番地	ドライバーズセミナー	平成22年8月

埼玉県選管告示第百三十二号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(西第十一区)における

選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年九月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一日時 平成二十二年九月十二日 午後九時

二 場所 坂戸市民総合運動公園 大体育室

埼議選西第十一区告示第二号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(西第十一区)における

選挙会の参観人員を三十人に制限する

平成二十二年九月七日

埼玉県議会議員補欠選挙西第十一区選挙長 安

野

昇

埼玉県条例第三十七号(平成二十二年八月六日第二千二百七号)中訂正

六 ページ

別表中

誤

多目的ホー	名 称			
時間	単 位			
五、三〇〇	平 日	県民利用		
	日・休日日曜日・土曜	一般利用	利用料金の上	
九、七〇〇一四、五〇〇一六、一〇〇	平 日	県民利用	上限額(円)	
一六、一〇〇	日・休日	一般利用		

ル 名 目 的 ホ ー	名 称				
一 時 間	単 位				
五、三〇〇	平 日	県民			
九、七〇〇一四、	日・休日日曜日・土曜	利用	利用料金の上		
	平 日	一般	上限額(円)		
五〇〇一六、一〇〇	日・休日	利用			

正